様式第六（第40条関係）

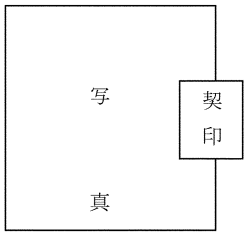
表

第　　号

身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生



上記の者は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第57条第１項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。

年　月　日発行（　　年　月　日まで有効）

経済産業大臣　印

裏

注意事項

１．この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
２．この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたときは、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

○経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第九号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

別記様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。